

新旧対照表

○千葉県奨学資金貸付条例施行規則

改正後	改正前
<p>(貸付けの予約申請手続)</p> <p>第二条 中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部を含む。）に在学し、翌年度に高等学校等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第六章に規定する高等学校、法第七章に規定する中等教育学校の後期課程、法第八章に規定する特別支援学校の高等部又は法第十一章に規定する専修学校の高等課程をいう。以下同じ。）への入学又は進学を希望する者が、高等学校等に在学することとなつたときに奨学資金の貸付けを受けようとするときは、条例第六条第一項の規定により、奨学資金貸付予約申請書（別記第一号様式）に、在学する学校の長（以下「校長」という。）の<u>奨学生推薦書</u>（別記第二号様式）を添えて千葉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による申請があつたときは、選考のうえ、貸付けの予約の可否を決定し、その旨を当該申請者に通知しなければならない。</p>	<p>(貸付けの予約申請手続)</p> <p>第二条 中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部を含む。）に在学し、翌年度に高等学校等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第六章に規定する高等学校、法第七章に規定する中等教育学校の後期課程、法第八章に規定する特別支援学校の高等部又は法第十一章に規定する専修学校の高等課程をいう。以下同じ。）への入学又は進学を希望する者が、高等学校等に在学することとなつたときに奨学資金の貸付けを受けようとするときは、条例第六条第一項の規定により、奨学資金貸付予約申請書（別記第一号様式）に、在学する学校の長（以下「校長」という。）の<u>推薦書</u>（別記第二号様式）を添えて千葉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による申請があつたときは、選考のうえ、貸付けの予約の可否を決定し、その旨を当該申請者に通知しなければならない。</p>
<p>(申請手続)</p> <p>第三条 高等学校等に在学する者で、条例第六条第一項の規定により奨学資金の貸付けの申請をしようとする者は、奨学資金貸付申請書を、県立の高等学校等に在学する者にあつては在学する高等学校等の校長に、その他の高等学校等に在学する者にあつては在学する高等学校等の校長の<u>奨学生推薦書</u>を添え、教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p>(申請手続)</p> <p>第三条 高等学校等に在学する者で、条例第六条第一項の規定により奨学資金の貸付けの申請をしようとする者は、奨学資金貸付申請書を、県立の高等学校等に在学する者にあつては在学する高等学校等の校長に、その他の高等学校等に在学する者にあつては在学する高等学校等の校長の<u>推薦書</u>を添え、教育委員会に提出しなければならない。</p>
<p>(死亡の届出)</p> <p>第十八条 奨学生が死亡したときは、連帯保証人は、直ちに、<u>奨学生（借受人）死亡届</u>（別記第二十一号様式）に死亡診断書又は死亡の事実を証明する市区町村長の発行する書類を添え、県立の高等学校等に在学する奨学生が死亡した場合にあつては校長に、その他の高等学校等に在学する奨学生が死亡した場合にあつては校長を経て教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 借受人が奨学資金の返還を完了する前に死亡したときは、連帯保証人又は相続人は、直ちに、<u>奨学生（借受人）死亡届</u>に死亡診断書又は死亡の事実を</p>	<p>(死亡の届出)</p> <p>第十八条 奨学生が死亡したときは、連帯保証人は、直ちに、<u>死亡届</u>（別記第二十一号様式）に死亡診断書又は死亡の事実を証明する市区町村長の発行する書類を添え、県立の高等学校等に在学する奨学生が死亡した場合にあつては校長に、その他の高等学校等に在学する奨学生が死亡した場合にあつては校長を経て教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 借受人が奨学資金の返還を完了する前に死亡したときは、連帯保証人又は相続人は、直ちに、<u>死亡届</u>に死亡診断書又は死亡の事実を証明する市区町村</p>

証明する市区町村長の発行する書類を添え、県立の高等学校等に在学する、又は在学していた借受人が死亡した場合にあつては校長に、その他の高等学校等に在学する、又は在学していた借受人が死亡した場合にあつては教育委員会に提出しなければならない。

長の発行する書類を添え、県立の高等学校等に在学する、又は在学していた借受人が死亡した場合にあつては校長に、その他の高等学校等に在学する、又は在学していた借受人が死亡した場合にあつては教育委員会に提出しなければならない。